

## 「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」の概要

融資対象者	<p>新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した県内に事業所等のある以下の事業者 ★県内事業歴1年未満の方も対象となります。</p> <p>① 売上高等が<b>5%以上</b>減少した個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模※<sup>1</sup>に限る）</p> <p>② 売上高等が<b>5%以上</b>減少した小・中規模事業者（①を除く）</p> <p>③ 売上高等が<b>15%以上</b>減少した小・中規模事業者（①を除く）</p> <p>★セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定が必要です。</p>
資金使途	経営安定のために必要な事業資金 旧債務の借換可※ <sup>2</sup>
融資限度額	運転・設備併せて 3,000万円
償還期間	10年（据置5年）以内
融資利率	年1.4%
(利子補給)	<p>・補助の対象は、融資実行日から当初3年間の利子</p> <p>・補助率 <b>融資対象者①及び③… 全額</b> (融資対象者②は補助対象外)</p>
信用保証料	すべて必要 年0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%)
(信用保証料)	<p><b>融資対象者①及び③… 全額</b></p> <p>融資対象者②… 1/2</p>
担保	原則無担保
保証人	<p>原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。</p> <p>また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。</p>
償還方法	原則として均等分割弁済とする。(償還期間が1年以内の場合は一括償還可能)
添付書類	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第4号、5号又は同条第6項に係る認定書(写しでも可)</p> <p>経営者保証免除対応を適用する場合は、上記認定書に加えて、経営者保証免除対応確認書</p>
申込期間	<p>令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)まで</p> <p>※ただし、融資実行は令和3年1月31日(日)までとする。</p>
申込先	岐阜県中小企業資金融資制度取扱金融機関

※<sup>1</sup>常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの

※<sup>2</sup>岐阜県信用保証協会の信用保証付融資の返済資金が対象。プロパー資金は不可。